

広島県告示第五百四十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によつて、一般旅券の発給等に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	住所	委託した年月日 (委託期間)
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
呉市	呉市中央四丁目一番六号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
竹原市	竹原市中央五丁目一番三五号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
三原市	三原市港町三丁目五番一号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
尾道市	尾道市久保一丁目一五番一号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
福山市	福山市東桜町三番五号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
府中市	府中市府川町三二五番地	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
三次市	三次市十日市中二丁目八番一号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
大竹市	大竹市小方二丁目一番一号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)
東広島市	東広島市西条栄町八番二九号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～令和七年三月三十一日)

